

認 定 書

国 住 指 第 153 号
平成 16 年 5 月 28 日

日立機材株式会社
取締役社長 上田誠太郎 様
東北ネヂ製造株式会社
代表取締役社長 関口隆秀 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MBLT-0042
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
スーパーハイベース工法及びハイベース・エコ工法に用いるアンカー用ボルト
セット（HT 製）
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

指 定 書

国住指第 153-2 号
平成 16 年 5 月 28 日

日立機材株式会社
取締役社長 上田誠太郎 様
東北ネヂ製造株式会社
代表取締役社長 関口隆秀 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号及び第三第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号

MBLT-0042

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

スーパーハイベース工法及びハイベース・エコ工法に用いるアンカー用ボルト
セット (HT 製)

3. 指定する数値

(1) 許容応力度の基準強度 490 N/mm^2

(2) 材料強度の基準強度 490 N/mm^2

認 定 書

国 住 指 第 154 号
平成 16 年 5 月 28 日

日立機材株式会社
取締役社長 上田誠太郎 様
株式会社ニッセイ
代表取締役社長 星野喜三男 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MBLT-0043
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
スーパーハイベース工法及びハイベース・エコ工法に用いるアンカー用ボルト
セット（HN 製）
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

指 定 書

国住指第 154-2 号
平成 16 年 5 月 28 日

日立機材株式会社
取締役社長 上田誠太郎 様
株式会社ニッセイ
代表取締役社長 星野喜三男 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号及び第三第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号

MBLT-0043

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

スーパーハイベース工法及びハイベース・エコ工法に用いるアンカー用ボルト
セット (HN 製)

3. 指定する数値

(1) 許容応力度の基準強度 490 N/mm²

(2) 材料強度の基準強度 490 N/mm²

認 定 書

国 住 指 第 155 号
平成 16 年 5 月 28 日

日立機材株式会社
取締役社長 上田誠太郎 様
大津鉄工株式会社
代表取締役 大津尚彦 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MBLT-0044
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
スーパーハイベース工法及びハイベース・エコ工法に用いるアンカー用ボルト
セット（H0 製）
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

指 定 書

国住指第 155-2 号
平成 16 年 5 月 28 日

日立機材株式会社
取締役社長 上田誠太郎 様
大津鉄工株式会社
代表取締役 大津尚彦 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号及び第三第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号

MBLT-0044

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

スーパーハイベース工法及びハイベース・エコ工法に用いるアンカー用ボルト
セット (H0 製)

3. 指定する数値

(1) 許容応力度の基準強度 490 N/mm^2

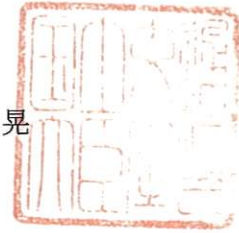
(2) 材料強度の基準強度 490 N/mm^2

認 定 書

国 住 指 第 1 5 7 号
平成 16 年 5 月 28 日

日立機材株式会社
取締役社長 上田誠太郎 様
豊工業有限会社
代表取締役社長 中原弘海 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MBLT-0046
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
スーパーハイベース工法及びハイベース・エコ工法に用いるアンカー用ボルト
セット（HY 製）
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

指 定 書

国住指第 157-2 号
平成 16 年 5 月 28 日

日立機材株式会社
取締役社長 上田誠太郎 様
豊工業有限会社
代表取締役社長 中原弘海 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号及び第三第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号

MBLT-0046

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

スーパーハイベース工法及びハイベース・エコ工法に用いるアンカー用ボルト
セット (HY 製)

3. 指定する数値

(1) 許容応力度の基準強度 490 N/mm²

(2) 材料強度の基準強度 490 N/mm²

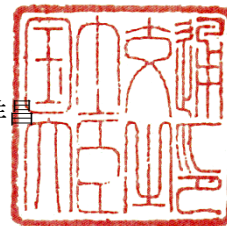


認 定 書

国住参建第 3702 号
令和 7 年 3 月 31 日

ユニタイト株式会社
代表取締役社長 橋本 潤 様
新関西製鐵株式会社
代表取締役 松谷 修 様

国土交通大臣 中野 洋昌



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

- 認定番号
MBLT-0228
- 認定をした構造方法等の名称
スーパーハイベース工法及びハイベース・エコ工法に用いるアンカー用ボルトセット（SUS 製）
- 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

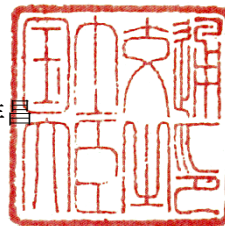


指 定 書

国住参建第 3702-2 号
令和 7 年 3 月 31 日

ユニタイト株式会社
代表取締役社長 橋本 潤 様
新関西製鐵株式会社
代表取締役 松谷 修 様

国土交通大臣 中野 洋昌



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けたボルトに係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号及び第三第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

- 認定番号
MBLT-0228
- 認定をした構造方法等の名称
スーパーハイベース工法及びハイベース・エコ工法に用いるアンカー用ボルトセット (SUS 製)
- 指定する数値

許容応力度の基準強度	490N/mm ²
材料強度の基準強度	490N/mm ² (上記の数値の 1.0 倍以下までの数値)

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。

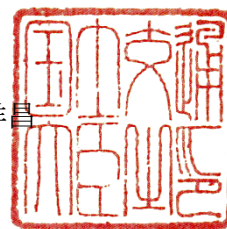


認 定 書

国住参建第 3703 号
令和 7 年 3 月 31 日

ユニタイト株式会社
代表取締役社長 橋本 潤 様
朝日工業株式会社
代表取締役社長 中村 紀之 様

国土交通大臣 中野 洋昌



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

- 認定番号
MBLT-0229
- 認定をした構造方法等の名称
スーパーハイベース工法及びハイベース・エコ工法に用いるアンカー用ボルトセット（SUA 製）
- 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

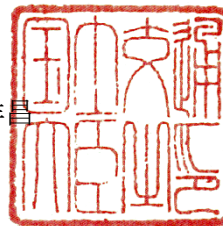


指 定 書

国住参建第 3703-2 号
令和 7 年 3 月 31 日

ユニタイト株式会社
代表取締役社長 橋本 潤 様
朝日工業株式会社
代表取締役社長 中村 紀之 様

国土交通大臣 中野 洋昌



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けたボルトに係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号及び第三第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

- 認定番号
MBLT-0229
- 認定をした構造方法等の名称
スーパーハイベース工法及びハイベース・エコ工法に用いるアンカー用ボルトセット (SUA 製)
- 指定する数値

許容応力度の基準強度	490N/mm ²
材料強度の基準強度	490N/mm ² (上記の数値の 1.0 倍以下までの数値)

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。

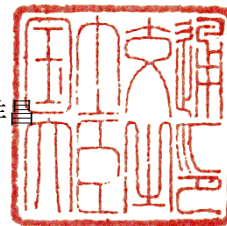


認 定 書

国住参建第 3704 号
令和 7 年 3 月 31 日

ユニタイト株式会社
代表取締役社長 橋本 潤 様
合同製鐵株式会社
代表取締役 内田 裕之 様

国土交通大臣 中野 洋昌



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

- 認定番号
MBLT-0230
- 認定をした構造方法等の名称
スーパーハイベース工法及びハイベース・エコ工法に用いるアンカー用ボルトセット（SUG 製）
- 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

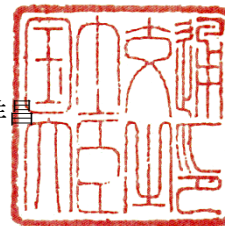


指 定 書

国住参建第 3704-2 号
令和 7 年 3 月 31 日

ユニタイト株式会社
代表取締役社長 橋本 潤 様
合同製鐵株式会社
代表取締役 内田 裕之 様

国土交通大臣 中野 洋昌



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けたボルトに係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号及び第三第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

- 認定番号
MBLT-0230
- 認定をした構造方法等の名称
スーパーハイベース工法及びハイベース・エコ工法に用いるアンカー用ボルトセット (SUG 製)
- 指定する数値

許容応力度の基準強度	490N/mm ²
材料強度の基準強度	490N/mm ² (上記の数値の 1.0 倍以下までの数値)

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。